

食物アレルギー対応マニュアル

令和3年6月29日更新

能美市教育委員会



目次

- 1 食物アレルギーに対する学校実施基準 p.1
- 2 食物アレルギー対応の流れについて p.2
- 3 対象者の確認 p.3
- 4 面談 p.4~5
- 5 個別取り組みプランの作成 p.6~8
- 6 食物アレルギーに関するダブルチェックについて p.9
- 7 緊急時対応 p.10~11
- 8 学校におけるアレルギー対応事故報告 p.12
- 9 評価、見直し p.13
- 10 様式、資料集 p.14~31



食物アレルギーに対する学校実施基準

能美市教育委員会

この実施基準は、本市において増加傾向にある食物アレルギーを持つ児童生徒に対する学校生活の基本的な考え方を示し、保護者と学校との事務手順を明らかにするものである。

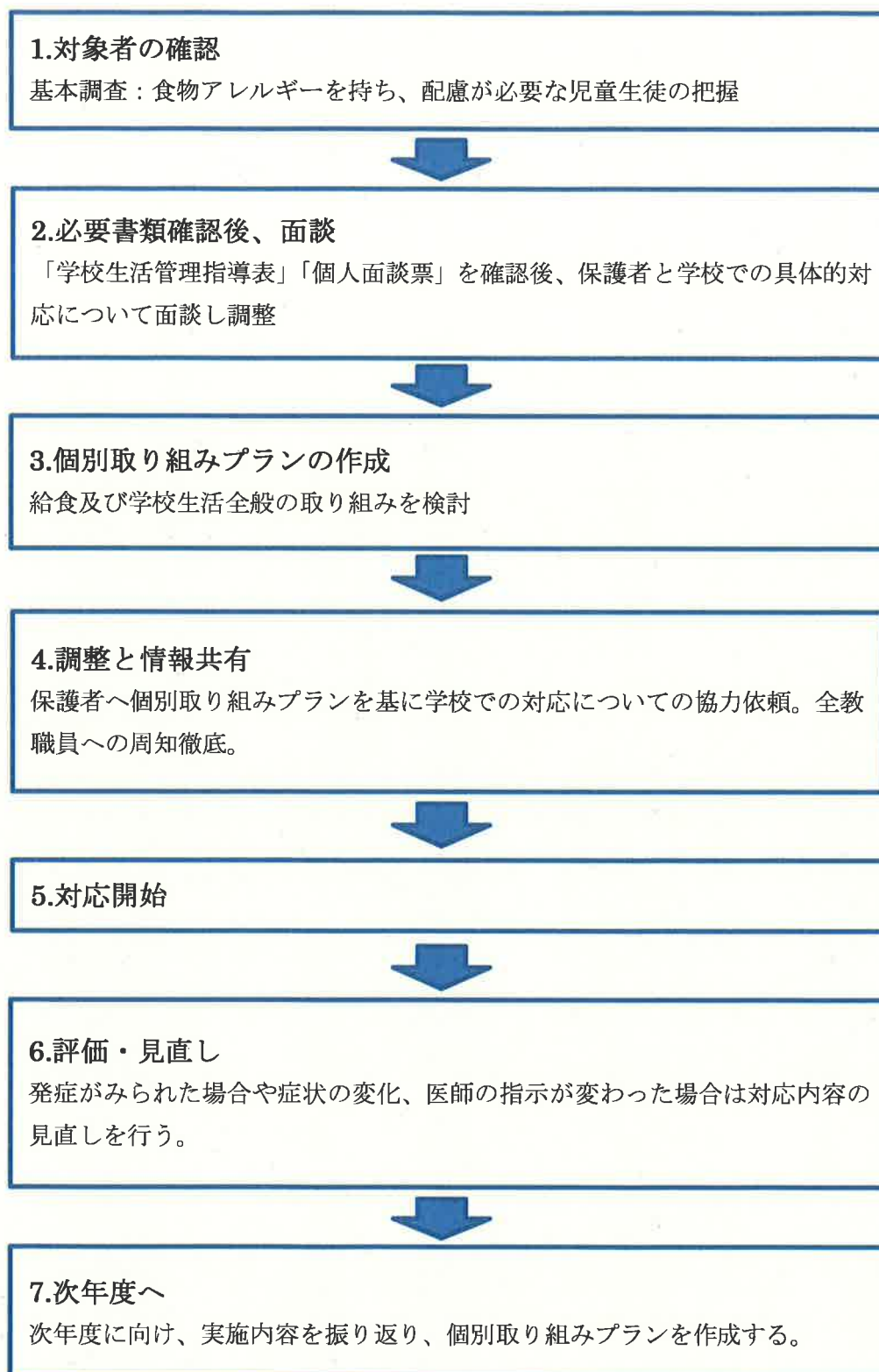
○学校生活で食物アレルギー症状を発生させないことを目的に、食物アレルギーの児童生徒の実態(重症度や除去品目数、人数等)を総合的に判断し、学校長等の管理職を中心に、栄養教諭や養護教諭等、学級担任を含むすべての教職員、調理従事者が相互に連携し、当事者としての認識を持ち組織的に対応する。

○能美市では、「安全な給食」の提供を重視するため給食における代替食の提供は行わない。また、「学校生活管理指導表」は学校生活上、配慮や管理が必要な児童生徒を対象に保護者から提出いただく。

○学校生活において給食は、必要な栄養を摂る手段であるばかりでなく、児童生徒が「食の大切さ」「食事の楽しさ」を理解するための教材としての役割も担っている。このことは食物アレルギーのある児童生徒にとっても変わりはないので、他の児童生徒と同じように給食時間を過ごすことを目指すことが重要である。

○対応内容については、「食物アレルギー対応の流れについて」に従い学校の実状に合わせた適切な対応を継続的に評価しながら行う。

食物アレルギー対応の流れについて



対象者の確認

食物アレルギーを有する児童生徒が安心して学校生活を送るために、次の流れに沿い配慮が必要な対象者の確認を行う。対象者の確認後、一覧表を作成し市教育委員会に提出する。

【入学時】

対象：新入学児童生徒

- ①「食物アレルギーに関する調査について」配布・回収
(配布) 就学時健診(新小学1年)・保護者説明会(新中学1年)の案内に同封
(回収) 就学時健診・保護者説明会で回収
- ②対象者は「個人面談票」「学校生活管理指導表」を学校へ提出
※食物アレルギー対応の流れを、各校より説明
- ③「個人面談票」「学校生活管理指導表」を基に、必要に応じ入学までに面談を行う
(新中学1年生の場合、保護者了解のもと出身小学校より引継ぎを行う)

【進級時】

対象：食物アレルギー対応を行っている児童生徒

- ①前年度中に継続希望の確認を取る
※対応を希望する場合は「学校生活管理指導表」を毎年提出する
- ②必要に応じ、原則給食開始までに面談を行う

【転入時】

対象：市内の学校に転入する児童生徒

- ①転入時提出書類に「食物アレルギーに関する調査について」を入れ配布・回収
- ②対象者は「個人面談票」「学校生活管理指導表」を学校へ提出
- ③「個人面談票」「学校生活管理指導表」を基に、必要に応じ面談を行う
※状況によっては、②より先に行い転入時より安全に学校生活を送れるよう配慮する

【新規発生時】

対象：新たに食物アレルギーと医師に診断された児童生徒

- ①対象者は随時学校へ報告し、必要に応じ早急に面談を行う
- ②「個人面談票」「学校生活指導表」を提出する

面談

「個人面談票」「学校生活管理指導表」に基づき、対象の児童生徒の情報を詳細に得るため、また学校での対応を保護者同意のもと進められるよう、次の事項に沿って面談を行う。面談の内容を基に「個別取り組みプラン」を作成し、本人・保護者と学校が共通認識の下、食物アレルギー対応を行う。

<面談者>

管理職、学級担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員 等と保護者

(初回時は必要に応じて栄養教諭・学校栄養職員 等が面談に参加できるよう日程を調整する)

<面談内容>

- ・保護者記入後の「個人面談票」に基づき行う。
- ・対応の方針・流れを説明する。(給食室での対応には限界があることを説明し安全を第一に考える。また、対象者の人数や規模など学校ごとに状況が異なることを説明する。)
- ・面談の回数や、何か確認しなければならないことが起こった場合の連絡方法を確認する。

1. 原因となる食物・症状が出る時などについて

- ・学校生活での対応は原則医師の診断のもと行う。
- ・アレルギーを含む食物をどれくらい食べると症状が出るかを確認する。
- ・アナフィラキシーを起こしたことがあるか。起こしたことがある場合、その時の状況を確認する。
- ・コンタミネーションがある場合、給食は原則食べられない。
- ・運動誘発性はあるかどうかを確認する。(休み時間等の過ごし方を確認する)

2. 家庭での対応について

- ・家庭で実際に行っている内容(食事の調理方法や、食べ方等)を確認する。
- ・家庭で減感作療法を行っている場合は現在の摂取量、摂取時間を確認する。
※摂取時間が朝の場合は学校で発症する場合があるので注意を促す。
- ・未摂取の加工品等がないか確認する。(症状が出る可能性がある為)

3. 治療の状況について

- ・薬品(内服薬、エピペン®等)を学校に携帯する場合、管理方法を決め、本人、保護者、学校の共通認識のもと管理する。
- ・治療等の状況が変更になった場合は必ず、学校に連絡する。必要に応じ、学校生活管理指導表、個人面談票、食物アレルギー対応解除申請書を提出し、面談を行う。

4. 学校生活の中での配慮や連絡事項について

- ・遠足や合宿、調理実習、園芸、体験学習等の給食以外の学校生活において必要な配慮がないか確認する。また、何かあればその都度連絡を取り合うことを確認する。
- ・アレルギーを含む献立の日に給食当番ができるか確認する。
- ・他の人の給食からの飛沫で症状が出ないか確認する。

5. 給食における食物アレルギー対応の希望について

- ・代替食の提供は行わない。
- ・家庭から弁当を持参する場合は、原則本人が管理を行う。
 - ※弁当は衛生管理上、給食室では保管できない。また取間違いの危険があることから職員室等でも保管はできない。
- ・給食時の内容(弁当、給食内容の変更)を保護者は児童生徒と毎回確認する。(児童生徒の食物アレルギーに対する自己管理能力を養うことにもつながるため)

6. 緊急時の対応について

- ・症状の程度と処置や薬使用のタイミングを確認する。
- ・保護者への連絡と迎え、医療機関への移送、救急車の要請などについて。(緊急時は搬送を行う消防の判断で病院を選択する。特別な理由で医療機関を指定した方がいい場合のみ確認する)
- ・緊急時の連絡先、連絡手段を確認する。(緊急時に確実に連絡が取れる方法を確認する)

7. その他(学校内での情報共有について)

- ・関係者、関係機関に食物アレルギー対応の為、情報を共有することの了承を得る。
- ・対象のクラスの児童生徒に情報を共有することを確認する。(配膳時等の事故の防止の為)

個別取り組みプランの作成

面談を行い、給食及び学校生活での対応内容を確認する。個別取り組みプランを作成し、保護者へ通知し協力を依頼する。また、教職員間でも情報を共有し学校全体で対応する。

◇給食対応

詳細な献立表の配付

給食の原材料を詳細に記した献立表を事前に配付し、それをもとに保護者の指示または児童生徒自身の判断で、給食から原因食物を除いて食べる対応。

項目	内容	対応者
事前準備	食材納入業者に食物アレルギー原因食物に関する資料の提供を依頼し、資料をもとに食物アレルギー対応に関する書類を毎月作成する。 ※対応すべき原因食物がわかるような書類を作成する。 ※記入漏れがないよう2名以上で確認する。 (「給食における食物アレルギー関係のダブルチェックについて」に従い書類・内容の確認を行う)	栄養教諭等
	保護者に食物アレルギー対応に関する書類を配布する。	栄養教諭等
	食物アレルギー対応に関する書類をもとに除去する食品を確認し、学校へ報告する。	保護者・本人
	除去する食品が確認された書類を ・対象者の家庭 ・対象の児童生徒がいる教室 ・職員室 で掲示、保管する。	保護者、管理職、学級担任 等
当日	除去する食品の確認	保護者・本人・学級担任 等

<留意点>

- ・最も誤食事故が起きやすい対応のため、学校全体で組織的に取り組む。
- ・学級担任が不在時の対応方法を学校で明確にし、当日対応する。
- ・学級担任は一緒に会食するほかの児童生徒にも配慮する。

一部弁当対応

除去食の対応が困難な献立に対して、家庭から部分的に弁当を持参すること。

完全弁当対応

食物アレルギー対応が困難なため、すべて弁当を持参すること。

項目	内容	対応者
事前 準備	<p>食材納入業者にアレルギー原因食物に関する資料の提供を依頼し、資料をもとに食物アレルギー対応に関する書類を毎月作成し保護者へ配布する。</p> <p>※対応すべき原因食物がわかるような書類を作成する。</p> <p>※記入漏れがないよう2名以上で確認する。</p> <p>(「給食における食物アレルギー関係のダブルチェックについて」に従い書類・内容の確認を行う)</p>	栄養教諭等
	<p>食物アレルギー対応に関する書類を基に弁当で代用するもの、除去するものを確認し学校へ報告する。</p> <p>※確認事項の情報を教職員で共有する。</p>	保護者・本人
	<p>除去する食品が確認された書類を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の家庭 ・対象の児童生徒がいる教室 ・職員室 <p>で掲示、保管する。</p>	保護者、管理職、学級担任 等
	<p>学校の現状に応じて、持参した弁当の安全で衛生的な管理方法を決める。</p> <p>(例 保冷剤を入れた状態で教室保管する 等)</p>	管理職
当日	一部弁当対応の場合は原因食物が入っていない献立のみを提供する。	保護者・本人・学級担任 等

<留意点>

- ・学級担任等は学校給食の内容を把握し、誤食事故が起きないように注意する。
- ・学級担任は本人が精神的負担を感じないように配慮する。(他の児童生徒の理解)
- ・学級担任等は給食当番に食物アレルギーを有する児童生徒が食べられる学校給食と原因食物を接触させないよう指導する。

◇給食当番、食事場所の配慮、給食時の他の児童、生徒への注意

◇授業時（家庭、総合、生活、学級活動等）での配慮

学級活動や家庭科などの調理実習は事前に保護者に連絡し参加できる範囲や喫食可かどうか確認する

◇学級、学年、異学年への指導内容

◇宿泊学習等での配慮

- ① 宿泊先から食事メニューをもらい保護者に確認してもらう
 - ② 保護者が代替を希望する場合、代替が可能かどうか、宿泊先に確認する
 - ③ 宿泊先に食物アレルギーの児童生徒がいることを連絡しアレルギーが混入しないように依頼する
 - ④ そばアレルギーの場合、枕の確認
 - ⑤ 発症時の対応と搬送先医療機関の確認
 - ⑥ その他
- ※宿泊時・遠足時は原則、給食時対応と同等レベルの対応を行う。

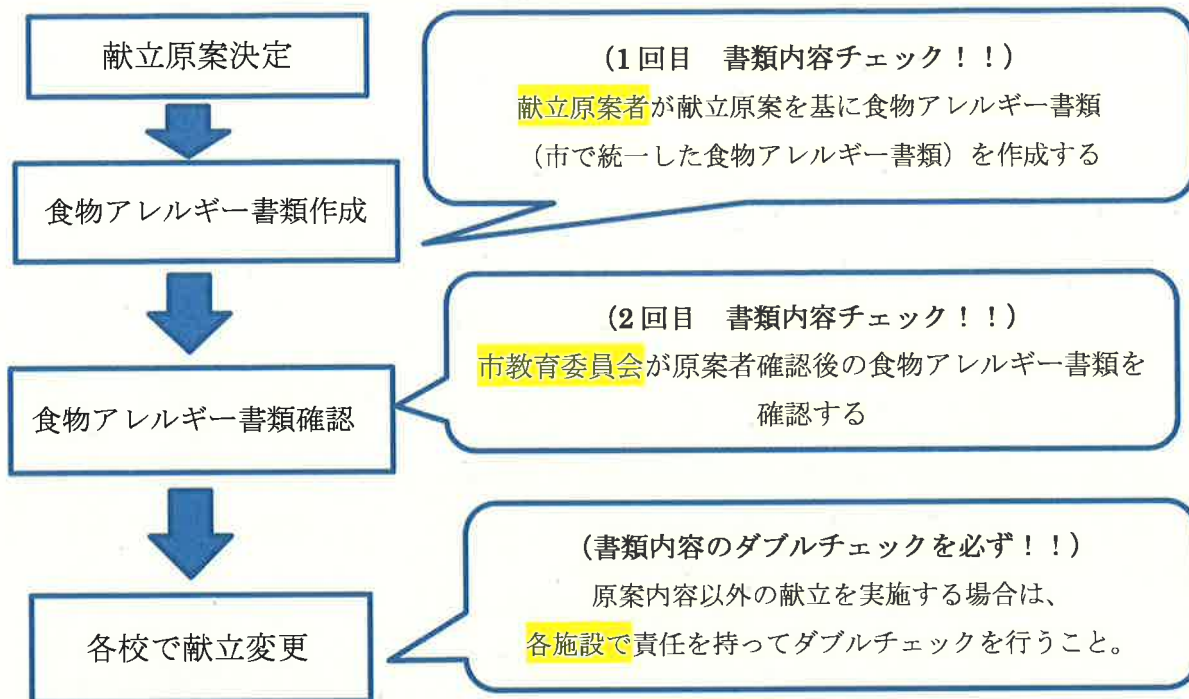
◇緊急時の対応方法

誤食等により症状出現した場合、緊急時対応に従って対応する。

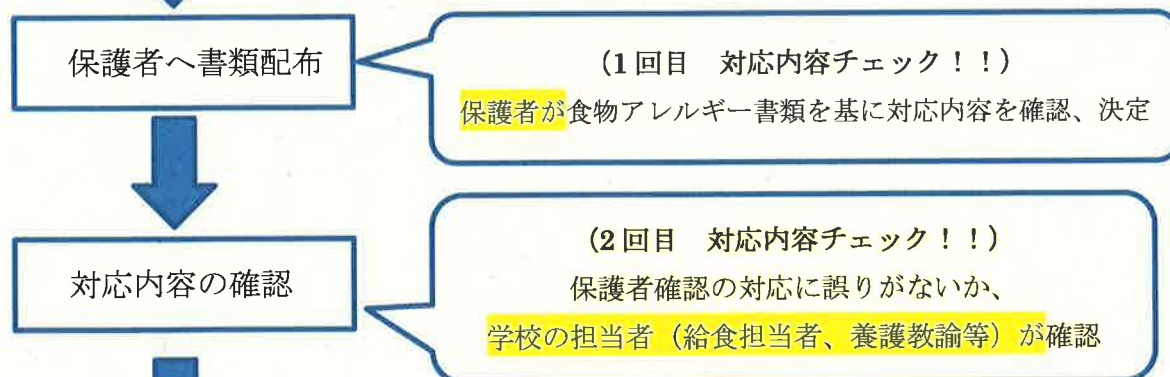
※「様式4」は(案)の為、必要に応じて各施設で変更し作成する。

給食における食物アレルギー関係のダブルチェックについて

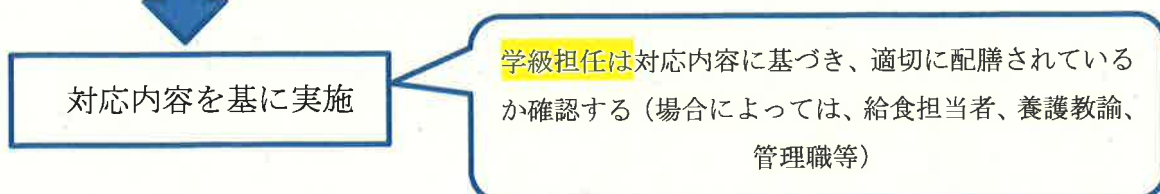
①アレルギー書類のダブルチェックについて



②対応内容のダブルチェックについて



③当日、実施内容のチェックについて



緊急時対応

**異変に気づく
(発見者)**

- ◆ 安静にし、動かさない。目を離さない。
- ◆ 大声で応援を呼ぶ。(近くの児童生徒に他の教職員を呼ぶように伝える)
- ◆ 処方薬、エピペン®を持ってくるように指示する。

経口摂取の場合 口から原因物質を出す。(可能であれば、口をすすぐ)

触った場合 触った手を洗う。(目をこすらない)

状態の把握

【異常を示す症状】

①全身状態:グッタリ、問いかけても単語しか答えない
②呼吸器症状:咳、声がれ、ゼーゼー、ヒューヒュー、呼吸困難

③消化器症状:吐き気、嘔吐、腹痛

④皮膚:蕁麻疹、全身が赤い

⑤粘膜症状:目の充血、鼻水

*アナフィラキシーショック:血圧低下、頻脈、意識障害

【ランク1】

- ・ 少し元気がない
- ・ 呼吸の症状(-)
- ・ 吐き気(±)
- ・ 蕁麻疹(±)
- ・ 目の充血(±)

*2つ以上あればランク2

【ランク2】

- ・ 体がだるい
- ・ 呼吸の症状(±)
- ・ 腹痛(+)嘔吐(1回)
- ・ 蕁麻疹(+)
- ・ 目の充血(+)

*2つ以上あればランク3

【ランク3】

- ・ ぐったり
- ・ 呼吸の症状(+)
- ・ 腹痛(++)嘔吐(2回以上)
- ・ 蕁麻疹(全身+)
- ・ 目の充血・腫れ(++)

校長・教頭・養護教諭へ連絡

処方薬がある場合は指示内容に従い、内服、吸入等
保護者連絡、迎え→病院受診

エピペン®!!

(現場の判断ですぐに!!)
すぐに救急車で医療機関へ搬送

症状がある児童生徒を一人にしない。必ず誰かが付き添うこと。

また、症状の経過を共有し早急な対応をとること。

救急車要請

- ・ 気道の確保
- ・ 胸骨圧迫
- ・ AED装着

呼ぶか判断に迷った場合は、病院等に連絡し状況を伝え、アドバイスをもらう。

(迷う時間が危険!!!)

ぐったりしている時はおんぶや抱っこ、車いすは厳禁
その場でショック体位を忘れず行う

【ショック体位】



その他の対応(他の教職員で連携しながら対応する)

- ・ 応急処置に参加する
- ・ 周囲の児童生徒の対応
- ・ 救急隊の誘導
- ・ 症状、経過の記録(別紙様式参考)

事前に確認しておくこと

- ・ エピペン®、処方箋等を保管する場所を共有しておくこと
→ 症状出現時にすぐに取り出せるようにしておくこと
- ・ アレルギー対応を行う児童生徒の連絡先は、一覧表を作成し確認できるようにしておく
- ・ エピペン®を打つタイミングを保護者と事前に決めておくこと(処置が遅れないために)

留意すること

- ・ 食後4時間以内の症状は食物アレルギー
- ・ 食べてから症状が出るまでの時間が短いほど重症化
- ・ 市教育委員会学校教育課へ電話連絡し、報告すること。(救急車を要請した場合は速やかに)

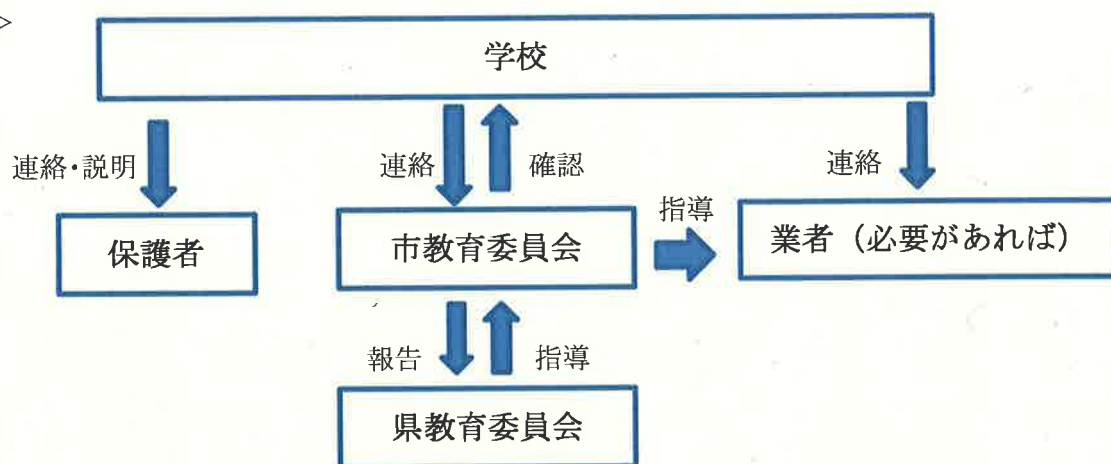
学校における食物アレルギー対応報告

学校における食物アレルギー対応の事故が起こった場合(ヒヤリハットを含む)、情報の共有を図り、事故の再発を防止する。

<報告すべき事項>

- ①食物アレルギー対応にかかる事故
(事故とは:原因物質等の接触・喫食等または症状出現)
- ②食物アレルギー対応にかかるヒヤリハット
(ヒヤリハットとは:事故には至らないが、事故となる可能性がある事象)

<流れ>



<報告方法>

- 1) ①又は②の対応を行った場合速やかに学校教育課へ電話連絡する。
※救急車を要請した場合は、その時点で学校教育課まで連絡する。
- 2) 対応後、報告書を作成し、必要書類を合わせて**教育総務課**まで電子データにて提出する。
※提出の際は、ファイルにパスワードを設定する。パスワード:nomi

<提出する書類>

- ・①の場合「学校における食物アレルギー対応事故報告書」(県教育委員会提出様式)
- ・②の場合「食物アレルギー対応におけるヒヤリハット報告書」(県教育委員会提出様式)
- ・必要書類(経過を記録したものがあればその写し、個別取り組みプランの写し 等)

様式 6,7

評価・見直し

個別取り組みプランに沿って対応を行い、必要に応じ対応内容の評価・見直しを行う。
対応内容が変更になった場合は、全教職員で共有させ対応に漏れないようにする。

<見直しのタイミング>

- ・個別取り組みプランに問題が確認された場合
- ・入学時、進級時、転入時、新規発生時
- ・食物アレルギー事故（ヒヤリを含む）が起こった場合
- ・医師からの診断内容が変わった場合 等

<見直しの内容>

保護者が学校生活における食物アレルギー対応を希望される場合は、基本的に毎年「学校生活管理指導表」を提出していただく。

経過による症状の軽症化・重症化によっては医師の診断の基対応を検討していく。

食物アレルギー事故が起こった場合は、事故の再発防止の為、個別取り組みプランを見直す。

<食物アレルギー対応を解除する際の流れ>

保護者より食物アレルギー対応解除の申請（様式 10、11 を学校に提出）

（確認内容）

- ・家庭でも給食提供同等量を複数回喫食し、食物アレルギー症状が出現しないこと
- ・医師の診断があること（学校生活管理指導表の提出）



対応内容の確認

- ・管理職、学級担任、養護教諭、栄養教諭等、調理従事者等で確認し解除を行う。
- ・解除の実施日は保護者と共有し、解除後は確実に実施する。

様式・資料集

- ・様式 1(食物アレルギーに関する調査について) p.14~16
- ・様式 2(食物アレルギー対応 個人面談票) p.17~20
- ・様式 3(学校生活管理指導表) p.21~22
- ・様式 4(食物アレルギー個別取り組みプラン 案) p.23
- ・様式 5(食物アレルギー対応に関する書類について) p.24~25
- ・様式 6(学校におけるアレルギー対応事故報告書) p.26
- ・様式 7(アレルギー対応におけるヒヤリハット報告書) p.27
- ・資料 8(症状チェックシート) p.28
- ・資料 9(エピペンの使い方) p.29
- ・様式 10(アレルギー対応解除依頼書) p.30
- ・様式 11(給食対応解除依頼書) p.31

